

報道機関各位

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、給付金が支給されます。受給するためには、手続きが必要です。

申請期間

令和4年2月14日（月）から 令和4年5月13日（金）まで（非課税世帯）
令和4年9月30日（金）まで（家計急変世帯）

対象世帯

次の(1)、または(2)のいずれかに該当する世帯

(1) 非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において箕輪町に住民登録があり、世帯全員が令和3年度の住民税が非課税の世帯（生活保護世帯も含む）

(2) 家計急変世帯

(1)に該当せず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度の住民税が課税されている者全員の令和3年1月以降の収入見込み額が、非課税となる世帯

※(1)(2)ともに、世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外です。

支給額

1世帯 10万円

申請方法

(1) 住民税非課税世帯

対象となる可能性のある世帯に確認書又は申請書を送付しますので、内容を確認の上、必要事項を記入（必要に応じ関係書類を貼付）し、同封の封筒にて福祉課へ返送してください。

(2) 家計急変世帯

申請書の提出が必要となります。

申請方法等は福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

添付資料 有 無

福祉課 社会福祉係
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 宮崎 真吾
電話：0265-79-3111 (内線) 1432
FAX：0265-79-0230
E-mail：fukushi@town.minowa.lg.jp

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

箕輪町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で
住民登録のある市区町村から
確認書が届きます（要返送）
申請期間：通知日から3カ月

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月14日（月）
～令和4年9月30日（金）



申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】

箕輪町役場 福祉課 社会福祉係

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から箕輪町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、同封する封筒で **返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金の振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 転入前の市区町村へ課税情報を町が確認し、住民税非課税世帯であれば、町から確認書を送付します。
- 上記【確認事項】①②を確認し、同封する封筒で **返信してください**。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。)
(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(箕輪町の場合) 単身の場合: 93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請方法については、福祉課へお問い合わせください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

◆制度に関すること◆

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

HP: <https://www5.cao.go.jp/keizai1>

[/hikazei/index.html](https://www5.cao.go.jp/keizai1/hikazei/index.html)

◆手続きに関すること◆

箕輪町役場 福祉課 社会福祉係
非課税世帯等臨時特別給付金担当窓口

☎0265-79-3111

受付時間 平日8:30~17:15

<https://www.town.minowa.lg.jp>

[/fukushi/tokubetsukyufukin.html](https://www.town.minowa.lg.jp/fukushi/tokubetsukyufukin.html)